



# 山形県公報

平成16年12月21日(火)  
第1604号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                  |      |
|--------------------------------------------------|------|
| 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (環境整備課) ... | 1343 |
| 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ...         | 1344 |

### 告 示

|                                        |      |
|----------------------------------------|------|
| 有害図書類の指定..... (文化振興課) ...              | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可..... (村山総合支庁農村計画課) ...   | 1345 |
| 土地改良区の役員の退任の届出..... (同) ...            | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出..... (同) ...            | 1346 |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... | 1347 |
| 道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...        | 同    |
| 県道の供用の開始..... (同) ...                  | 同    |
| 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ...        | 1348 |
| 県道の供用の開始..... (同) ...                  | 同    |
| 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...     | 同    |
| 県道の供用の開始..... (同) ...                  | 1349 |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                                                   |      |
|---------------------------------------------------|------|
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... | 同    |
| 政治団体の設立.....                                      | 同    |
| 政治団体の届出事項の異動.....                                 | 1350 |
| 政治団体の解散.....                                      | 同    |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....                                | 同    |
| 資金管理団体の指定.....                                    | 1352 |
| 資金管理団体の指定の取消.....                                 | 同    |

### 公 告

|                                           |   |
|-------------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同 |
|-------------------------------------------|---|

## 規 則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第73号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和45年12月県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第19条中「次の各号に掲げる物」を「自動車用タイヤ、自転車用タイヤ又は運搬車用タイヤ(以下「自動車用タ

イヤ等」という。)であつた廃タイヤ及び中古の自動車用タイヤ等」に、「次の各号に掲げる物についてそれぞれ当該各号に掲げる数量」を「2,000本」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第74号

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

|     |            |     |                        |   |
|-----|------------|-----|------------------------|---|
| 別表中 | 県営東部アパート1号 | 鶴岡市 | 児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場 | を |
|     | 県営東部アパート2号 | 鶴岡市 |                        |   |
|     | 県営東部アパート3号 | 鶴岡市 |                        |   |

|       |            |     |                    |
|-------|------------|-----|--------------------|
| に改める。 | 県営東部アパート1号 | 鶴岡市 | 児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場 |
|       | 県営東部アパート2号 | 鶴岡市 |                    |
|       | 県営東部アパート3号 | 鶴岡市 |                    |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

**告 示**

山形県告示第1201号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

（ 図 書 ）

| 指定番号 | 題 名                  | 図書コード         | 発行所等        | 指定の理由                               |
|------|----------------------|---------------|-------------|-------------------------------------|
| 8223 | もっとすごい本当の出会いのH話      | 06636 - 01    | (株)バウハウス    | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8224 | 実話マガジン・バン1月号         | 18385 - 01    | (株)マガジンマガジン |                                     |
| 8225 | 同人魂 8                | 64174 - 58    | 三和出版(株)     |                                     |
| 8226 | パソコンパラダイス1月号 Vol.152 | 07483 - 01    | (株)メディアックス  |                                     |
| 8227 | 16の不幸愛物語             | 11586 - 12/15 | 竹 書 房       |                                     |
| 8228 | はっぴいりぼん              | 51751 - 15    | 英知出版(株)     |                                     |

|      |                 |            |              |
|------|-----------------|------------|--------------|
| 8229 | 微熱 ユートピア        | 51751 - 26 | 英知出版(株)      |
| 8230 | アンチックロマンチック     | 55250 - 38 | 辰巳出版(株)      |
| 8231 | スペシャルAYA 1月号    | 09671 - 01 | 宙出版          |
| 8232 | ふたリエッチ select 3 | 67503 - 26 | (株)白泉社       |
| 8233 | ミセスリンク          | 47351 - 65 | (株)マガジン・マガジン |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類（図書）

| 番号 | 題 名         | 区 分        | 発 行 所 等    |
|----|-------------|------------|------------|
| 1  | 制服美少女 VOL01 | 16514 - 08 | (有)セントラル出版 |
| 2  | 欲張りな尻穴      | コード不明      | ダブルエックス    |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名                    | 区 分   | 発 行 所 等      |
|----|------------------------|-------|--------------|
| 1  | 田舎の女子校生SEXアルバム         | ビデオ   | (株)クォーター     |
| 2  | 制服のままで x x x ... vol.2 | D V D | (株)バーチャルウェーブ |
| 3  | バーチャル・コスプレ中出し<br>1     | 2巻1組  |              |

山形県告示第1202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
大高根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字富並6204番地
- 3 認可年月日  
平成16年12月10日

山形県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                  |
|----------|-------|---------------------|
| 理事       | 伊藤正一郎 | 西村山郡大江町大字小見535番地の12 |
| 同        | 佐藤乾三  | 同 大字本郷乙33番地         |
| 同        | 渡辺祐司  | 同 大字塩の平83番地         |
| 同        | 鈴木良一  | 同 大字楢山315番地         |
| 同        | 横山賢一  | 同 大字本郷戊70番地         |
| 同        | 鈴木千代志 | 同 大字三郷乙786番地        |
| 同        | 清水利夫  | 同 大字本郷丙235番地        |
| 同        | 鈴木正一  | 同 大字左沢481番地         |
| 監事       | 菊地茂男  | 同 大字左沢379番地         |
| 同        | 柏倉昭一  | 同 大字橋上130番地の4       |
| 同        | 堀実    | 同 大字富沢77番地の3        |

## 山形県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成16年12月21日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                  |
|----------|-------|---------------------|
| 理事       | 伊藤正一郎 | 西村山郡大江町大字小見535番地の12 |
| 同        | 清水利夫  | 同 大字本郷丙235番地        |
| 同        | 渡辺祐司  | 同 大字塩の平83番地         |
| 同        | 鈴木良一  | 同 大字楢山315番地         |
| 同        | 佐藤乾三  | 同 大字本郷乙33番地         |
| 同        | 鈴木正一  | 同 大字左沢481番地         |
| 同        | 小野壮一郎 | 同 大字三郷乙278番地の2      |
| 同        | 大泉啓一  | 同 大字月布23・24番地       |

|     |           |   |             |
|-----|-----------|---|-------------|
| 同   | 公 平 政 広   | 同 | 大字本郷己32番地   |
| 監 事 | 柏 倉 昭 一   | 同 | 大字橋上130番地の4 |
| 同   | 最 上 三 通 男 | 同 | 大字荻野325番地   |
| 同   | 五 十 嵐 文 雄 | 同 | 大字富沢183番地   |

山形県告示第1205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 鶴岡都市計画高度地区
- (2) 名 称 鶴岡都市計画高度地区

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月21日から平成17年1月3日まで縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 間沢寒河江山形自転車道線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 天童市大字荒谷字小才勝2581番5 から<br>山形市大字山寺字赤石1031番まで | 旧    | 10.0メートル<br>と<br>5.0 | メートル<br>244 |
| 同 上                                       |      | 8.5メートル<br>と<br>3.5  | メートル<br>257 |
| 同 上                                       | 新    | 8.5メートル<br>と<br>3.5  | 同 上         |

山形県告示第1207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月21日から平成17年1月3日まで縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 路 線 名 間沢寒河江山形自転車道線

2 供用開始の区間 天童市大字荒谷字小才勝2581番5 から  
山形市大字山寺字赤石1031番まで

3 供用開始の期日 平成16年12月21日

## 山形県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月21日から17年1月3日まで縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板谷米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長        |
|-------------------|---|------|-----------------|-----------|
| 米沢市大字板谷字入滝546番2から |   | 旧    | 5.2メートル         | 2,500メートル |
| 同 字鉢森525番5まで      |   |      | 13.0            |           |
| 同                 | 上 | 新    | 5.2メートル<br>30.5 | 同上        |

## 山形県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月21日から平成17年1月3日まで縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 板谷米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字板谷字入滝546番2から  
同 字鉢森525番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月21日

## 山形県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年12月21日から17年1月3日まで縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長     |
|----------------------|---|------|-----------------|--------|
| 西置賜郡白鷹町大字畔藤字石仏687番から |   | 旧    | 8.7メートル         | 20メートル |
| 同 691番まで             |   |      | 7.2             |        |
| 同                    | 上 | 新    | 16.9メートル<br>7.2 | 同上     |

山形県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年12月21日から平成17年1月3日まで縦覧に供する。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字畔藤字石仏687番から  
同 691番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月21日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第186号

昭和53年12月選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年12月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

1 病院の項の表中 「 " 中町三丁目4番20号 " を 「 " 中町三丁目5番23号 " に改め、介護老人保健

施設の項の表中 「 う ら ら " 大字本楯字前田127 - 2 " を

|   |   |   |   |                    |       |
|---|---|---|---|--------------------|-------|
| 「 | う | ら | ら | " 大字本楯字前田127 - 2 " | に改める。 |
|   | ひ | だ | ま | り                  |       |

山形県選挙管理委員会告示第187号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年12月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日          |
|------------|---------|----------|------------------|----------------|
| 天 童 一 新 会  | 鈴 木 照 一 | 矢 萩 武 昭  | 天童市老野森2 - 7 - 11 | 平成<br>16.12. 6 |
| ネクスト山形47の会 | 齋 藤 弘   | 伊 藤 尚 彦  | 山形市東原町3丁目7番25号   | 同<br>12. 9     |

## 山形県選挙管理委員会告示第188号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年12月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称        | 異動事項  | 内 容  |      | 届出年月日          |
|----------------|-------|------|------|----------------|
|                |       | 新    | 旧    |                |
| 梅木隆後援会         | 会計責任者 | 梅木裕二 | 佐藤定義 | 平成<br>16.11.24 |
| すずき照一後援会       | 代表者   | 村山利夫 | 鈴木照一 | 同<br>12. 6     |
|                | 会計責任者 | 阿部弘幸 | 鈴木照男 | 同              |
| 山形県中小企業政策推進協議会 | 会計責任者 | 清野 太 | 小山利夫 | 同              |

## 山形県選挙管理委員会告示第189号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年12月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

その他の政治団体

| 政治団体の名称         | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------------|--------------|---------------|
| 山形県こにし恵一郎薬剤師後援会 | 解 散          | 平成16.12. 1    |
| 佐藤まき子後援会        | 解 散          | 平成16.12. 8    |

## 山形県選挙管理委員会告示第190号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年12月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏



(資金管理団体) (その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称                          | 佐藤まき子後援会 | 山形県こにし恵一郎薬剤師後援会 |
|----------------------------------|----------|-----------------|
| 報告年月日                            | 16.12. 8 | 16.12. 7        |
| 収入総額                             | 0        | 1,139,486       |
| 前年繰越額                            | 0        | 184,481         |
| 本年收入額                            | 0        | 955,005         |
| 支出総額                             | 0        | 1,139,486       |
| 本年收入の内訳                          |          |                 |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |                 |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 955,000         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |                 |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          | 955,000         |
| 政党匿名寄附                           |          |                 |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |                 |
| 交付金収入                            |          |                 |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |                 |
| その他の収入(内訳別掲)                     |          | 5               |
| 1件10万円未満のもの                      |          | 5               |
| 支出の内訳                            |          |                 |
| 経常経費                             | 0        | 126,496         |
| 人件費                              |          |                 |
| 光熱水費                             |          |                 |
| 備品・消耗品費                          |          | 126,496         |
| 事務所費                             |          |                 |
| 政治活動費                            | 0        | 1,012,990       |
| 組織活動費                            |          |                 |
| 選挙関係費                            |          | 30,135          |
| 事業費                              | 0        | 0               |
| 機関紙発行事業費                         |          |                 |
| 宣伝事業費                            |          |                 |
| パーティー事業費                         |          |                 |
| その他の事業費                          |          |                 |
| 調査研究費                            |          |                 |
| 寄附・交付金                           |          | 982,855         |
| その他の経費                           |          |                 |
| 資産等の有無                           | 無        | 無               |

佐藤まき子後援会

○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名  
佐 藤 万 記 子

資金管理団体の届出に係る公職の種類  
東根市議会議員

## 山形県こにし恵一郎薬剤師後援会

## ○寄附の内訳

(政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称   | 金 額      | 住所・所在地 |
|-------------|----------|--------|
| こにし恵一郎中央後援会 | 955,000円 | 東京都渋谷区 |

## 山形県選挙管理委員会告示第191号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成16年12月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 届出年月日     |
|--------|-------|------------|----------------|--------|-----------|
| 鈴木 照 一 | 天童市長  | 天童一新会      | 天童市老野森2-7-11   | 鈴木 照 一 | 平成16.12.6 |
| 齋 藤 弘  | 山形県知事 | ネクスト山形47の会 | 山形市東原町3丁目7番25号 | 齋 藤 弘  | 同 12.9    |

## 山形県選挙管理委員会告示第192号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成16年12月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日   |
|-----------|-----------|-----------|
| 鈴木 照 一    | すずき照一後援会  | 平成16.12.5 |
| 佐 藤 万 記 子 | 佐藤まき子後援会  | 同 12.8    |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年12月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 支援センターなのはな畑
  - (2) 代表者の氏名  
阿 曾 千 一

(3) 主たる事務所の所在地

飽海郡八幡町福山字貝ラケ8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前で過ごすことができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以って、福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成16年12月21日印刷  
平成16年12月21日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056